

I 復興庁の概要

平成 24 年 11 月 12 日
復 興 庁

1. 所掌事務

- ① 復興に関する国の施策の企画、調整
 - ・ 基本的な方針などの企画立案、各府省の復興施策の総合調整・勧告
 - ・ 復興事業の統括・監理、復興予算の一括要求、各府省への配分、事業の実施に関する計画の策定など。
- ② 地方公共団体への一元的な窓口と支援
被災自治体の復興計画策定への助言、復興特別区域の認定、復興交付金と復興調整費の配分、国の事業の実施や県・市町村の事業への支援に関する調整・推進など。

2. 組織と機能

- ① 内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置く。
- ② 復興局等を岩手県、宮城県、福島県等に置き、現地で被災自治体の要望を受けてワンストップで対応。
- ③ 復興推進会議（閣僚級会議）を設置。
- ④ 復興推進委員会（有識者会議）を設置。

3. 設置期限

設置期限は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間。
（平成23年度から32年度までの間）

4. 復旧・復興の現状と課題（概要）

（1）被災者支援

発災直後に約 47 万人に上った避難者は、現時点で約 32 万 7 千人。仮設住宅や借り上げた民間住宅等への入居が進んだため、避難所は 1 か所（186 人）に減少。

○ 孤立防止と心のケア

被災者の多くが避難所から仮設住宅等に移行する中、コミュニティの弱体化、孤立化が問題となっているため、被災者に対する①見守り活動、②心のケア、③生きがづくり、等の活動への支援を強化する。

（2）まちの復旧・復興

主なライフラインや公共サービスについては、家屋等流出地域、原発警戒区域等を除き、応急復旧がほぼ完了。公共インフラの本格的復旧・復興は、おおむね事業計画及び工程表のとおりに進捗。

推計で 1,800 万トンを超える災害廃棄物（がれき）は、84%が仮置き場に搬入され、27%の処理・処分が完了（9 月末現在）。

① インフラ等の復旧

本格的な復旧を、国の事業計画及び工程表に沿って推進する。

② 住宅再建及び高台移転

被災市町村において復興計画を策定済。個別事業（土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等）の事業計画の策定と実施のため、調査や事業に着手している。

特に、地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であり、復興交付金や専門職員の派遣等により引き続き支援する。

③ 災害廃棄物（がれき）処理

平成 26 年 3 月末までの処理・処分を確実にするため、災害廃棄物処理のより具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定した工程表を作成しており、これに沿った処理・処分を進めている。

（3）産業・雇用

広域でみた被災地域全体の鉱工業指数は、震災前の水準並みまで戻りつつあり、農

業・水産業・観光業も改善がみられる。

① 産業の復興

津波被災地域等における産業の本格的な復興が今後の課題。

震災復興特別貸付などによる資金繰り支援のほか、グループ補助金や仮設店舗・工場の整備・無償貸与等により支援している。また二重債務問題に関し、震災事業者再生支援機構が過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。

② 雇用

被災3県の雇用情勢は、沿岸部を中心に厳しい状況であり、産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチ（職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況）の解消により、就職支援を推進する。

（4）福島復興

福島県全体の避難者数は約15.9万人、避難指示区域等からの避難者数は約11万人。順次、避難区域の見直しを進めている（区域見直しを行った自治体数：5市町村）。

① 福島復興に向けた方針、計画の策定等

福島復興再生特別措置法に基づき、福島復興再生基本方針を閣議決定。基本方針に基づき関係省庁と連携しつつ施策を実施している。

避難12市町村毎の円滑な復興を進めるため、避難地域に対する国の取組方針（ブランドデザイン）を公表した。復興庁、福島復興局、関係省庁による連携チームを作り、福島県とともに市町村毎に異なる実態に即した対応を行っている。

② 帰還支援（避難指示区域等の復旧・復興）

放射線モニタリング、除染、帰還支援のための健康不安対策（リスクコミュニケーション、県民健康管理調査に必要な支援）等の取組を総合的に推進する。また、東京電力による円滑な賠償を促す。

避難指示区域の復旧に向け、自治体と協働してインフラ復旧工程表を順次とりまとめている。また、福島復興再生特別措置法に基づく避難解除区域復興再生計画の策定を進める。

③ 避難者への対応

長期間避難を余儀なくされる方々への生活支援を行うとともに、避難元自治体、受入自治体、県、国が連携し、町外生活拠点を整備する。

Ⅱ 復興庁における取組

「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)」の基本的な考え方では、「子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」とされている。【参考資料1】

1. 「復興の過程における多様な視点の反映」についての文書の発出

(平成23年12月※) 【参考資料2】

- 地方公共団体の復興に向けた取組における、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な視点の反映について、内閣府関係部局とともに、被災3県に対し働きかけるとともに、市区町村にも周知を要請。

※東日本大震災復興対策本部事務局として実施

2. 被災沿岸市町村のうち、復興計画を策定済、または策定予定の43市町村及び6県について調査 (平成24年6月)

- 復興計画に障害者の視点を取り入れている例

- ・釜石市復興まちづくり基本計画

復興にむけては、自助、共助の精神に基づき、男女共同参画のもと、高齢者や障がい者、女性、子どもも含めた幅広い市民の参画のもとで、1日も早い復興を目指した取組を推進します。

- ・南三陸町震災復興計画

平時、被災時にかかわらず、地域コミュニティの絆を基盤として、必要な支援が充足され、子どもや高齢者、障害者などの要援護者を地域全体で支える地域福祉社会体制の構築を図ります。

・東松島市復興まちづくり計画

持続可能な地域社会に向けて、子ども、若者、女性や、高齢者、障害者など災害弱者を含む多様な主体が、社会を構成する一員として生き生きと社会参加できる地域社会を目指します。

・仙台市震災復興計画

復興の推進に当たっては、男女共同参画の支援を取り入れるなど、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人など多様な市民の意見が反映されるよう配慮するとともに、これら多様な市民が復興の担い手として力を発揮できるよう支援します。

・福島県復興計画

地域の雇用を生み出し、女性、高齢者、障がい者なども含めた全員参加の経済社会を目指すとともに、若者たちにとっても、将来に夢と希望を持つことができる県づくりを進める。

3. 今年度、復興庁の協力の下、内閣府男女共同参画局が被災自治体を対象に、復興の現状と課題について調査する際、上記2についてのフォローアップや、復興計画の策定や推進に当たっての障害者への配慮も調査予定。
4. 被災自治体や各地で復興に取り組んでいる方々の参考となるよう、復興の場面で、障害者が活躍している事例や障害者を支援している事例を収集し、参考事例として公表予定。

東日本大震災からの復興の基本方針（障害者関係抜粋）

（平成 23 年 7 月 29 日決定、平成 23 年 8 月 11 日改定、東日本大震災復興対策本部）

1 基本的考え方

- (ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。
あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

5 復興施策

(1) 災害に強い地域づくり

①高齡化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

- (ii) 高齡者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。また、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

また、このような地域主体の取組みに対する支援の実績を踏まえ、地域再生制度の見直しを行う。

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

- (ii) 被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。各種専門家の派遣やデータベース化等に当たっては、女性の参画に配慮するとともに、被災した地方自治体から見て、ワンストップの対応が可能となるようにする。また、被災自治体のニーズに応じた自治体職員の派遣についても、引き続き支援していく。
- (iv) まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齡者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

(2) 地域における暮らしの再生

①地域の支え合い

(i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に、いつまでも安心してコミュニティで暮らしていけるよう保健・医療、介護・福祉、住まい等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、地域の利便性や防災性を考慮しつつ、被災地のニーズを踏まえ基盤整備を支援する。その際には、高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。

また、これにより整備される相談・支援等のサービスを包括的に提供する地域拠点を、コンパクトなまちづくりの中の交流拠点として位置づけるなど、地域コミュニティの再構築につながるよう留意する。

なお、施設整備の際には、地域の林業の活性化のために地域材を利用するよう努めるなど、地域社会・地域産業の振興につながるような配慮を徹底して行う。

②雇用対策

(ii) 被災地域における人口減少・少子高齢化に対応するため、第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援する。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

(参考)

復興関連法 (障害者関係部分抜粋)

東日本大震災復興基本法 (平成二十三年法律第七十六号)

(基本理念)

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)

(基本理念)

第二条 原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを産み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

【参考資料2】

事務連絡

平成23年12月15日

岩手県

宮城県 各縣市 男女共同参画主管課 御中

福島県

仙台市

東日本大震災復興対策本部事務局
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室
内閣府男女共同参画局

復興の過程における多様な視点の反映について

東日本大震災により被災された皆様に、心から深くお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災に伴う対応について厚く御礼を申し上げます。

さて、貴県及び管下市区町村におかれましては、それぞれに策定された震災からの復興基本方針や復興計画等に基づく施策の推進に大変なご尽力をいただいていることと存じます。

政府においては、復興の過程で、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な視点を反映した取組を進めていただくことが重要であることから、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）にも、その「基本的考え方」に「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」との記述を盛り込んでおります。また、この「基本的考え方」を踏まえ、まちづくりにおける女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映されやすい環境整備、女性や高齢者等の雇用機会の確保といった復興の様々な場面における具体的な施策を記述しております。

復興に向けた取組は、各地方公共団体が被災状況や地域の実情等に応じて行うものでありますが、貴県におかれましてはできる限り上記基本方針の趣旨に御配慮いただきますとともに、管下市区町村にもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。このことについて、政府においてもできる限り御協力をしていきたいと考えておりますので、情報提供・共有や御相談等が必要な場合は下記照会先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、この依頼文については、これと同趣旨の文書を、防災、青少年、高齢者、障害者を担当されている部署へも併せて送付しておりますので、念のため申し添えます。

(本件照会先)

【女性の参画に関すること】

東日本大震災復興対策本部事務局男女共同参画班
内閣府男女共同参画局総務課

【青少年、高齢者及び障害者の参画に関すること】

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付総括担当

東日本大震災復興対策本部事務局：03-5545-7480
内閣府(代表)：03-5253-2111